

## 株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

**株式会社ニッカトー**

取締役社長 大 西 宏 司

### 第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴーラリージェンシー堺 3階 ガーデンコート

#### 3. 目的事項

報告事項 第149期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 添付書類

### 事業報告(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、堅調な企業業績や雇用・所得情勢改善などにより、景気は緩やかではありますが拡大傾向にありました。しかしながら米中の貿易摩擦への懸念に伴い輸出が伸び悩み、設備投資も鈍く、外需が減速し企業業績に影響が見られました。かかる状況下ではありますが内需が堅調に推移していることもあり、先行き依然不透明な状況ではありますが、総じて業績堅調に推移しました。

このような状況のもとで、当社は事業全体で前年同期比9.9%増の10,682,834千円と初めて売上100億円を超える記録となり当初予想も上回ることができました。営業利益につきましては前年同期比12.6%増の1,161,795千円、経常利益につきましては前年同期比14.3%増の1,228,320千円、当期純利益につきましては、かねてより偶発債務として記載しておりましたSNT-07ポールの開発当初の不具合に伴う製品補償引当金の見積額が76,970千円となりましたので、大変不本意ながら次年度以降の決算に影響を及ぼさないためにも特別損失として一括計上させていただきました。これらの結果、当初予想の760,000千円を上回り、前年同期比5.3%増の791,491千円となりました。

また、当社目標数値としているR O E（自己資本当期純利益率）8%以上、E P S（1株当たり当期純利益）50円以上で、当事業年度の実績はR O E 7.4%、E P S 66円31銭となり、E P Sにつきましては2期連続50円を上回る結果となりました。今後も資本の効率的な運用及び利益率改善等に取組み、更なる目標数値を目指していくものであります。

## 事業別の概況

### セラミックス事業

年間を通じてセラミックス事業が電子部品業界向けYZTボールを中心に好調に推移しました結果、売上高は前年同期比8.8%増の8,061,784千円となりました。また、営業利益につきましては生産効率改善などに取組み一部改善傾向にあるものの大きく粗利率改善に寄与するまでにはいたらず前年同期比13.4%増の1,174,654千円となりました。

### エンジニアリング事業

エンジニアリング事業におきましてもセラミックス事業同様に安定した受注により前年同期比13.6%増の売上高2,621,049千円となりました。しかしながら営業利益につきましては12,858千円の損失（前年同期は4,478千円の損失）と厳しい状況となりました。

これは昨今の厳しい競争環境における利ざやが低下したこと及び受注の小口先が増えたことによる経費増等に伴うものであります。かかる状況下エンジニアリング事業の組織体制を見直し、一層の効率化及び事業の見直しを実施してまいります。

### 事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	473,013	4.4
	耐摩耗セラミックス	5,216,581	48.9
	耐熱セラミックス	2,157,550	20.2
	理化学用陶磁器その他	214,639	2.0
	小計	8,061,784	75.5
エンジニアリング事業	加熱装置	807,934	7.5
	計測機器その他	1,813,115	17.0
	小計	2,621,049	24.5
合計		10,682,834	100.0

## **研究開発の状況**

セラミックスは様々な優れた特徴を備えており、多くの分野で使われ、様々な産業を支えています。当社製品が使われる主要市場は先端材料である電子部品や電池関連に使われるセラミックス製品であり、これらは自動車の電動化や先進運転システムの普及、次世代通信規格の実用化、IoTの普及に向か、更なる成長が期待されます。当社としましては、これらの先端材料の製造で使用されるセラミックス製品を今まで以上に拡販して行くことが、今後のセラミックス事業の発展には必要不可欠と考えております。

これらの先端材料には常に進歩とコストダウンが求められており、その製造環境は益々過酷なものとなります。従って、その製造に使用される当社セラミックス製品には優れた特性と信頼性、高いコストパフォーマンスが求められています。

当社ではユーザーニーズにマッチした製品を提供すべく、新材料や次世代技術の開発と併せて、既存製品につきましても従来のセラミックスの製造技術に捉われることなく、他分野の技術も取り入れた新しい発想で、製品品質の向上と安定化及びコストダウンに繋げるべく、製造プロセスの開発・改良に日々励んでおります。

当事業年度における研究開発費は212,846千円であります。

## **(2) 設備投資等の状況**

当事業年度の設備投資額は870,154千円であります。

主な設備投資の内容は、生産体制の拡充と合理化及び既存設備の更新を目的とし、堺・東山両工場に成形設備及び焼成設備を中心に対応しました。

また、一昨年来の電子部品業界の活況を受け、当社主力製品であるYZボールの需要が拡大傾向にあります。このような状況下、当社は更に生産の合理化・効率化を推し進めYZボールの生産能力を現状の2倍へと増強するため、2020年3月（予定）の稼働を目指し、新たに約20億円を投じ東山工場内に新建屋及び生産設備導入を計画しております。

なお、当事業年度の減価償却費は564,742千円であります。

## **(3) 資金調達の状況**

特記事項はありません。

## **(4) 対処すべき課題**

今後の見通しといたしましては、国内での2020年オリンピック開催や2025年大阪万博等による訪日客の増加見込等々明るい材料もあるものの、米中の通商問題それに伴う景気減速、輸出減等々、不安定要素も多く予断を許しませんが、各企業の設備投資は足元弱含みであるものの、設備投資マインドは堅調で底堅いと考えております。

この様な状況のもと、当社は多種多様に増大する客先のニーズにお応えすべく、増産体制の確立と将来の主力製商品の開発を図るべく、「新3ヶ年中期経営計画」におきまして、大幅な設備増強と人的資源に対する投資及び人材育成、更には今まで以上の合理化を推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 財産及び損益の状況

項目	期別 (2016年3月期)	第146期 (2016年3月期)	第147期 (2017年3月期)	第148期 (2018年3月期)	第149期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高(千円)	8,577,318	8,919,074	9,716,607	10,682,834	
経常利益(千円)	633,470	703,641	1,074,881	1,228,320	
当期純利益(千円)	412,493	477,665	751,964	791,491	
1株当たり当期純利益(円)	34.56	40.02	63.00	66.31	
純資産(千円)	9,226,170	9,855,153	10,569,600	10,888,936	
総資産(千円)	12,672,079	13,562,399	14,639,969	15,080,961	

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等は当事業年度の期首から適用しており、第146期から第148期については遡及処理後の数値を記載しております。

## (6) 主要な事業内容

当社はセラミックス及び計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な商品・製品は次のとおりであります。

区分		主要商品製品
セラミックス事業	機能性セラミックス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐摩耗セラミックス	粉碎用ボール及び部材、ボールミル、ノズル、摺動部材、ベアリングボール
	耐熱セラミックス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理化学用陶磁器	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ボート、実験用陶磁器
	その他の	特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エリシングニアリング事業	加熱装置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計測機器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	その他の	理化学用品

(7) 主要な営業所及び工場

(当社) 本社：大阪府堺市  
 東京支社：東京都文京区  
 セラミックス 営業本部：大阪府堺市  
 名古屋営業所：愛知県名古屋市  
 九州営業所：福岡県福岡市  
 北関東営業所：栃木県小山市  
 厚木営業所：神奈川県厚木市  
 堀工場：大阪府堺市  
 東山工場：大阪府堺市

(8) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	233名	11名	37才9ヶ月	15年9ヶ月
女性	60名	△1名	39才3ヶ月	16年4ヶ月
合計または平均	293名	10名	38才1ヶ月	15年10ヶ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー46名、嘱託4名、契約社員27名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先		借入金残高
朝日生命保険相互会社		40,500千円
株式会社みずほ銀行		12,500千円
株式会社三三菱UFJ銀行		4,196千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 500,000千円

借入実行残高 400,000千円

差引額 100,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	37,280,000株
(2) 発行済株式総数	11,935,948株
	(自己株式199,747株を除く。)
(3) 株 主 数	3,017名
(4) 大 株 主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニッカト一取引先持株会	668千株	5.6%
東ソ一株式会社	599	5.0
株式会社チノ一	574	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	528	4.4
株式会社みずほ銀行	499	4.2
ニッカト一従業員持株会	406	3.4
株式会社共和電業	400	3.4
朝日生命保険相互会社	353	3.0
株式会社ツバキ・ナカシマ	300	2.5
西 村 隆	286	2.4

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は自己株式199,747株を保有しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	西 村 隆	
代表取締役 取締役社長	大 西 宏 司	
取 締 役	飴 山 久 道	生産本部長兼生産管理部長
取 締 役	安 岡 廣	エンジニアリング本部長兼E N G部長
取 締 役	土 井 祐 二	総務部長
取 締 役	長谷川 泰 司	東京支社長
取 締 役	濱 田 悅 男	経理部長
取 締 役 (監査等委員)	山 崎 直	
取 締 役 (監査等委員)	西 村 元 昭	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	臼 間 真 次	税理士法人ゆびすい 社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西村元昭、臼間真次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 2. 社外取締役（監査等委員）の取締役会等への活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況
西 村 元 昭	当期開催の取締役会18回のうち14回に出席、また監査等委員会には9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
臼 間 真 次	当期開催の取締役会18回のうち14回に出席、また監査等委員会には9回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

3. 常勤監査等委員の選定及びその理由  
 当社は常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能になること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であること等の理由により監査等委員会の組織として常勤を置いております。取締役山崎直氏が、常勤の監査等委員であります。
4. 責任限定契約の内容の概要  
 当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

## (2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	7名	98,185千円
取締役（監査等委員）	3名	19,380千円
(うち社外2名 9,300千円)		

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額の総額は66,400千円であり、上記支給額には含まれておりません。  
2. 報酬等の額には、当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額18,645千円（取締役（監査等委員を除く）17,265千円、取締役（監査等委員）1,380千円）を含めております。  
3. 役員報酬の額には、本総会にて決議予定の役員賞与30,100千円（取締役（監査等委員を除く）26,500千円、取締役（監査等委員）3,600千円）を含めております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っているためであります。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討いたします。

### (2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとします。

### (3) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定める所に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
  - (a) 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
  - (b) 当社の内部監査部門の活動状況
  - (c) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (d) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - (e) 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - (f) 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

### (4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設しております。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益な扱いを禁止します。

### (5) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかにかつ適正に処理します。

#### **(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重します。

また、内部監査部門及び会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図ります。

#### **(7) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取組むなど、内部統制システムの充実に努めます。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーキング行動規範・規準を策定、研修を実施します。

#### **(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

#### **(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視及び全般的な対応方針をリスク管理委員会にて行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

#### **(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

毎年策定される年度計画及び中期計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

#### (11) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを重視したニッカト一C S R行動規範・規準を準用し、法令及び企業倫理遵守の徹底を図ります。また、当社内部監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

#### (12) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部及び内部監査室を中心に評価・報告体制を整備します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

内部監査室において、社内各部署が法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査をしております。

上記活動に基づき内部監査報告書や内部統制評価の状況報告書を作成し、取締役会等で報告しております。

### 6. 会社の支配に関する方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに不適切な者によって支配されることを防止するための取組み等を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがいまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 買収防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、現行プランといいます。）を2015年6月22日開催の第145回定時株主総会において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得て継続しました。この買収防衛策は、有効期限が2018年6月30日までに開催される第148回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値及び株主様共同の利益を更に向上させるために第148回定時株主総会において第145回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買収防衛策を継続しました。（以下、継続後のプランを本プランといいます。）

### ①本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様に当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

#### (b) 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

#### (c) 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

## 《独立委員会メンバー》

- ・有識者：北林 博（弁護士）
- ・有識者：瀬戸口照弘（元太平化学製品株式会社代表取締役社長）
- ・有識者：渡辺浩教（公認会計士、税理士）

### (d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換に買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることになります。

### ②大規模買付行為に係る手続き

#### (a) 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下の(イ)または(ロ)に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することができます。

- (イ)当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等
- (ロ)特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

#### (b) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

#### (c) 大規模買付行為の内容の検討及び大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要な場合は、検討期間を延長するものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を探る場合があります。

(d) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は2021年6月30日までに開催される第151回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(a) 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

(b) 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

(c) 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものになっております。

また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組が確保されています。

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金額(千円)	科 目	金額(千円)
(資産の部)	15,080,961	(負債の部)	4,192,025
流動資産	9,135,719	流動負債	3,824,618
現金及び預金	2,627,237	電子記録債務	378,390
受取手形	1,060,563	買掛金	1,580,258
電子記録債権	582,778	短期借入金	400,000
売掛金	2,105,672	1年内返済予定の長期借入金	50,696
商製品	62,162	営業外電子記録債務	405,574
原材料	655,815	未払金	368,192
仕掛品	247,112	未払消費税等	23,737
貯蔵品	1,493,366	未払法人税等	221,947
預託金	166,982	賞与引当金	319,000
前払費用	110,033	役員賞与引当金	34,013
その他の	20,873	その他	42,809
貸倒引当金	3,822	固定負債	367,406
	△700	長期借入金	6,500
固定資産	5,945,241	役員退職慰労引当金	159,031
有形固定資産	3,846,332	製品補償引当金	76,970
建物	1,436,878	預り保証金	74,563
構築物	98,193	資産除去債務	41,396
機械装置	1,329,210	繰延税金負債	6,110
車両運搬具	10,720	その他の	2,834
工具、器具及び備品	161,728	(純資産の部)	10,888,936
土地	790,962	株主資本	10,456,484
建設仮勘定	15,806	資本金	1,320,740
その他の	2,834	資本剰余金	1,225,438
無形固定資産	56,469	資本準備金	1,088,420
ソフトウェア	43,937	その他資本剰余金	137,017
その他の	12,532	自己株式処分差益	137,017
投資その他の資産	2,042,439	利益剰余金	7,997,612
投資有価証券	1,920,999	利益準備金	205,810
長期前払費用	13,701	その他利益剰余金	7,791,802
前払年金費用	57,901	別途積立金	5,100,000
事業保険掛金	15,643	繰越利益剰余金	2,691,802
保証金	31,282	自己株式	△87,306
その他の	2,910	評価・換算差額等	432,451
		その他有価証券評価差額金	432,451
資産合計	15,080,961	負債及び純資産合計	15,080,961

**損益計算書** (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金額(千円)
売 上 高	10,682,834
売 上 原 価	8,085,921
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>2,596,913</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,435,117
<b>當 業 利 益</b>	<b>1,161,795</b>
當 業 外 収 益	77,508
受 取 利 息 及 び 配 当 金	58,056
受 取 貸 貸 料	7,954
そ の 他	11,497
當 業 外 費 用	10,983
支 払 利 息	4,707
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ 一	4,277
そ の 他	1,998
<b>經 常 利 益</b>	<b>1,228,320</b>
特 別 損 失	112,315
固 定 資 産 廃 弃 損	12,802
製 品 回 収 関 連 費 用	22,542
製 品 補 償 引 当 金 繰 入 額	76,970
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>1,116,004</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	369,000
法 人 税 等 調 整 額	△44,486
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>791,491</b>

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	その他の 資本剰余金	利益準備金	その他の利益剰余金		
		自己株式 処分差益		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	千円 1,320,740	千円 1,088,420	千円 137,017	千円 205,810	千円 5,100,000	千円 2,174,843
当期変動額						
剰余金の配当						△274,532
当期純利益						791,491
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	516,958
当期末残高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	2,691,802

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	千円 △86,771	千円 9,940,061	千円 629,539	千円 10,569,600
当期変動額				
剰余金の配当		△274,532		△274,532
当期純利益		791,491		791,491
自己株式の取得	△535	△535		△535
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△197,087	△197,087
当期変動額合計	△535	516,422	△197,087	319,335
当期末残高	△87,306	10,456,484	432,451	10,888,936

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - その他有価証券
    - ① 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ② 時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品・製品・原材料及び仕掛品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - (2) 貯蔵品  
最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	9年
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 製品補償引当金  
当社は、販売した製品に係る補償に備えるため、当該費用の発生額を見積って計上しております。  
(追加情報)  
当事業年度において、開発当初段階に製造いたしましたSNT-07ボールの一部に発生している品質上の不具合に対し回収を行うこととなり、今後発生が予想される費用の見積額を新たに製品補償引当金として計上しております。
  - (3) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (4) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
  - (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

- (6) 役員退職慰労引当金  
役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程及び理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

#### (表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額   | 10,262,187千円    |
| 2. 投資有価証券のうち51,396千円は、電子記録債務80,837千円及び買掛金88,752千円の担保に供しております。  |                 |
| 3. 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしております。当事業年度末日満期手形及び電子記録債権の金額は次のとおりであります。 |                 |
| 受取手形   | 113,148千円       |
| 電子記録債権   | 39,006千円        |
| 4. 国庫補助金の受入により工具、器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。  |                 |
| 5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。                                       |                 |
| 貸出コミットメントの総額   | 500,000千円       |
| 借入実行残高   | 400,000千円       |
| 差引額  | <hr/> 100,000千円 |
| 6. 担保受入金融資産  |                 |
| 売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は41,704千円であります。  |                 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	— 千株	— 千株	12,135千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	199千株	0千株	— 千株	199千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中の増加455株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,236千円	12.00円	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	131,295千円	11.00円	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,295千円	11.00円	2019年3月31日	2019年6月24日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	97,677千円
未払事業税	15,532千円
役員退職慰労引当金	48,695千円
資産除去債務関係	11,775千円
製品補償引当金	23,568千円
災害補償保険請求分	3,349千円
その他	1,876千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>202,476千円</b>
繰延税金負債	
前払年金費用	17,729千円
その他有価証券評価差額金	190,857千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>208,586千円</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>△6,110千円</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
試験研究費税額控除	△0.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割	0.9%
所得拡大促進税制税額控除	△2.3%
その他	△0.1%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>29.1%</b>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入、販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金や債権の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金であり、ペイオフの事態以外に原則リスクがないと判断しております。次に受取手形、電子記録債権及び売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。有価証券及び投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。有価証券及び投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、長期借入金は金利変動リスクを回避するため固定型金利での調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	貸借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,627,237千円	2,627,237千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金（※）	3,749,013千円 △700千円	3,748,313千円	—
(3) 投資有価証券	1,920,699千円	1,920,699千円	—
(4) 預託金	110,033千円	110,033千円	—
(5) その他（未収入金・仮払金）	3,822千円	3,822千円	—
資 産 計	8,410,107千円	8,410,107千円	—
(6) 電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金	2,732,415千円	2,732,415千円	—
(7) 短期借入金	400,000千円	400,000千円	—
(8) 長期借入金	57,196千円	57,030千円	△165千円
(9) その他（未払費用・預り金・前受金）	42,809千円	42,809千円	—
負 債 計	3,232,420千円	3,232,255千円	△165千円
デリバティブ取引	—	—	—

（※） 貸倒実績率にて計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資 産）

（1）現金及び預金

現金及び預金は、短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形、電子記録債権及び売掛金

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）預託金

預託金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）その他（未収入金・仮払金）

その他（未収入金・仮払金）は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負 債)

(6) 電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金

電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

短期借入金は、6ヶ月以内で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価の算定にあたっては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) その他（未払費用・預り金・前受金）

その他（未払費用・預り金・前受金）は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	300千円
預り保証金	74,563千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定期

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,627,237千円	—	—	—
受取手形、電子記録債権及び売掛金	3,749,013千円	—	—	—
未収入金	1,191千円	—	—	—
投資有価証券	—	—	200,000千円	—

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定期

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	50,696千円	6,500千円	—	—	—	—
リース債務	680千円	680千円	680千円	680千円	113千円	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	912円28銭
1株当たり当期純利益	66円31銭
(算定基礎)	
(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計	10,888,936千円
普通株式に係る純資産額	10,888,936千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	199千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,935千株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	791,491千円
普通株式に係る当期純利益	791,491千円
普通株式の期中平均株式数	11,936千株

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

株式会社ニッカト一  
取締役会 御中

清稟監査法人

代表社員 公認会計士 石井和也 

業務執行社員 公認会計士 花枝幹雄 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカト一の2018年4月1日から2019年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従つて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月7日

株式会社ニッカト一監査等委員会

監査等委員(常勤) 山崎直 印

監査等委員 西村元昭 印

監査等委員 白間真次 印

(注) 監査等委員西村元昭及び白間真次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額131,295,428円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金22円（前事業年度は20円）となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候番 補 者号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にし むら たかし 西 村 隆 (1951年7月9日)	1984年4月 当社入社 1984年6月 西村工業株式会社監査役 1990年6月 同社取締役 1991年4月 当社取締役東京支社副支社長 1993年6月 当社取締役生産本部生産企画部長 1994年4月 当社取締役生産本部東山工場長 1996年4月 当社取締役生産本部堺工場長 1997年6月 当社常務取締役東京支社長 2000年4月 当社常務取締役財務部長兼情報システム室長 2001年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長（現在）	286,100株
2	おお にし ひろ し 大 西 宏 司 (1958年3月15日)	1981年4月 当社入社 1998年4月 当社研究開発部長 2003年6月 当社理事研究開発部長 2010年6月 当社取締役研究開発部長 2016年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 2016年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長 2017年6月 当社代表取締役常務生産本部長兼生産管理部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現在）	26,700株
3	あめ やま ひさ みち 飴 山 久 道 (1955年1月18日)	1977年4月 当社入社 2004年4月 当社東京セラミックス部長 2008年4月 当社大阪セラミックス部長 2009年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 2010年4月 当社理事セラミックス営業本部長 2010年6月 当社取締役セラミックス営業本部長 2016年4月 当社取締役セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 2018年6月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長（現在）	26,000株
4	やす おか ひろし 安 岡 廣 (1959年2月13日)	1981年4月 当社入社 2006年11月 当社E NG部長 2009年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼E NG部長 2009年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼F E部長 2011年4月 当社理事エンジニアリング本部長 2011年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 2014年4月 当社取締役エンジニアリング本部長兼E NG部長（現在）	22,100株

候番 補 者 者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況				所 有 す る 当社株式数
5	ど　い　ゆう　じ 土　井　祐　二 (1956年10月19日)	1980年4月 2009年4月 2012年4月 当社入社 当社総務部担当部長 2012年6月 当社取締役総務部長（現在）				
6	はま　だ　えつ　お 濱　田　悦　男 (1964年5月26日)	1987年4月 2008年4月 2011年6月 2013年4月 2016年5月 当社入社 当社経理部担当部長 2017年6月 当社取締役経理部長（現在）				
7	はら　だ　とし　かず 原　田　俊　和 (1960年6月23日)	1984年4月 2008年4月 2011年6月 2012年4月 2018年6月 当社入社 当社東京セラミックス部長 当社理事東京セラミックス部長 当社理事セラミックス営業副本部長 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長				

- (注) 1. 各取候補者と当会社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 原田俊和氏は、新任の取締役候補者であります。  
 3. 原田俊和氏の所有する当社株式には、従業員持株会の持分を含めた株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員の候補者は次のとおりであり予め監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			所有する 当社株式数
1	やま さき ただし 山 崎 直 (1951年6月20日)	1979年4月 当社入社 2003年6月 当社品質保証部長 2011年4月 当社社史編纂室長 2011年6月 当社定年退職 2011年7月 当社定年後再雇用入社 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現在）			17,500株
2	にし むら もと あき 西 村 元 昭 (1943年7月9日)	弁護士登録（大阪弁護士会） 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現在）			7,200株
3	うす ま しん じ 臼 間 真 次 (1961年4月19日)	1984年3月 指吸会計センター株式会社入社 1991年1月 税理士登録 2003年1月 税理士法人ゆびすい社員（現在） 2012年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現在）			12,000株

- (注) 1. 各候補者と当会社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 西村元昭及び臼間真次の両氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、それぞれ独立役員として届け出しております。  
 3. 山崎直氏は、当社における豊富な業務経験を有しております、取締役（監査等委員）として適切に職務を遂行できるものと判断いたしましたため選任をお願いするものであります。  
 4. 西村元昭氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられるため、2012年6月に当社監査役、2015年6月に取締役（監査等委員）に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。  
 5. 白間真次氏は、税理士としての財務及び会計の専門的知識と幅広い経験を有しております職務を適切に遂行できるものと判断し、2012年6月に当社監査役、2015年6月に取締役（監査等委員）に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。  
 6. 当社は会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款により定めており、西村元昭及び臼間真次の両氏が選任された場合は、当社との間に責任限定契約を締結する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりであります。  
 • 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
 • 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し退職慰労金贈呈の件**

本株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたします長谷川泰司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任願いたいと存じます。

退任取締役（監査等委員である取締役を除く）の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
長谷川 泰 司 はせがわ たい じ	2016年6月 当社取締役東京支社長（現在）

**第5号議案 役員賞与支給の件**

当期末時点の取締役7名（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与を総額30,100,000円（取締役分（監査等委員である取締役を除く）26,500,000円、監査等委員である取締役分3,600,000円（うち社外取締役分1,500,000円））を支給することといたしたいと存じます。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1

ホテル・アゴーラリージェンシー堺

3階 ガーデンコート

電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堀駅

(堀駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー堺2階への連絡通路があります。)

- ・新幹線（新大阪駅）……地下鉄御堂筋線（難波駅）……南海電鉄南海本線（堀駅）  
所要時間約45分

- ・関西国際空港……南海電鉄南海本線（堀駅）  
所要時間約30分

